

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十四年金融庁告示第六十号）	清算集中告示
金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十七年金融庁告示第六十七号）	電子取引基盤告示

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
清算集中告示第2条第1号、電子取引基盤告示第1号		
1	<p>「TONA 複利（後決め）」とあるのは、TONA を金利計算期間において日次で複利計算し変動金利額を確定することを意味し、例えば、以下のような取引が該当するとの理解で正しいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2006年版 ISDA 定義集を適用する取引で、変動支払いを定める Floating Amounts の項目において、Floating Rate Option として「JPY-TONA-OIS COMPOUND」を指定するもの。 2021年版 ISDA 定義集を適用する取引で、変動支払いを定める Floating Amounts の項目において、Floating Rate Option として「JPY-TONA-OIS Compound」を指定するもの。 2006年版 ISDA 定義集(Supplement 74 & 75 が適用されるもの)又は2021年版 ISDA 定義集を適用する取引で、変動支払いを定める Floating Amounts の項目において、Floating Rate Option として「JPY-TONA」を指定し、かつ、計算方法として Compounding と指定したうえで、その方法として「OIS Compounding」、「Compounding with Lookback」、「Compounding with Observation Period Shift」および「Compounding with Lockout」のいずれかを指定するもの。 	<p>変動金利が「TONA 複利（後決め）」に該当する取引とは、利息計算期間又はこれに対応する金利参照期間における TONA の確報値を日次複利計算し、利息計算期間の最終日が近づいた時点で適用金利を確定させるものであり、例示頂いた取引はいずれもこれに含まれると考えられます。なお、規制の対象となる取引については、株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業の対象とする取引であることなども要件とされています。</p>
2	<p>「LIBOR」だとリボルビングの略と間違ふ。同じ金融業界でリボ払いと似た名前を使うのは止めるべき。</p>	<p>貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
電子取引基盤告示第7号		
3	<p>第7号ハとして「金銭の支払日が利息の計算期間の最終日から起算して2営業日後であること。」を追加して頂きたい。</p>	<p>同様の経済効果を有する取引については規制の対象とする観点から、現時点において、告示上、利息計算期間の最終日と金銭の支払日との間の日数に応じて規制の適否を分ける必要性は</p>

		<p>ないと考えます。なお、規制の対象となる取引については、株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業の対象とする取引であることなども要件とされており、現時点において、変動金利が「TONA 複利（後決め）」に該当する取引については、金銭の支払日が利息計算期間の最終日から起算して2営業日後のもののみが該当します。</p>
--	--	---